



金 沢 市 公 報

号外第3号の8

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (中央卸売市場)	5
●規 則		○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (公設花き卸売市場)	5
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1	○金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部を改正する規則 (地域長寿課)	5
○金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監 理 課)	3	○金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 (保育幼稚園課)	6
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	4	○金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (地域長寿課)	6
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	4		
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課)	4		

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「、保健所地域保健課、青少年健全育成センター」を加え、「保健所地域保健課、地域教育センター」を「学校教育センター」に改める。

第53条第1項中「、又は」を「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託し、又は」に改める。

第55条第3項中「(以下「保険料徴収受託者」という。)及び」を「及び高齢者の医療の確保に関する法律第114条の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者(以下これらを「保険料徴収受託者」という。)並びに」に改める。

第57条第1項第2号及び第3号中「教育プラザ地域教育センター」を「教育プラザ青少年健全育成センター」に改める。

第70条第19号を削る。

第71条第1号ただし書中「前条第4号、第11号及び第19号」を「前条第3号、第10号及び第18号」に改める。

別表第1甲表中

人権女性政策推進課	人権女性政策推進課長	計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づく検査に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
-----------	------------	---	------

を

ダイバーシティ人権政策課	ダイバーシティ人権政策課長	計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づく検査に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
--------------	---------------	---	------

に、

市民センター	市民センター所長	市民センターで取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務	所属職員
--------	----------	---	------

を

市民センター	市民センター所長	市民センターで取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務	所属職員
福祉政策課	福祉政策課長	老人福祉法第28条第1項の規定に基づく費用の収入に関する事務	所属職員

に、

保健所	地域保健課長	保健所の事務に係る歳入及び駅西健康ホールの使用料の収入に関する事務	所属職員
子育て支援課	子育て支援課長	ア 母子生活支援施設の入所に係る徴収金の収入に関する事務 イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の収入に関する事務	所属職員

を

保健所	地域保健課長	保健所の事務に係る歳入及び駅西健康ホールの使用料の収入に関する事務	所属職員
-----	--------	-----------------------------------	------

に、

保育幼稚園課	保育幼稚園課長	保育所の保育に係る徴収金及び延長保育その他の特別保育に係る実費の収入に関する事務	所属職員
--------	---------	--	------

を

障害福祉課	障害福祉課長	障害者支援施設への入所及び障害者支援施設での援護の費用の収入に関する事務	所属職員
子育て支援課	子育て支援課長	ア 母子生活支援施設の入所に係る徴収金の収入に関する事務 イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の収入に関する事務	所属職員
保育幼稚園課	保育幼稚園課長	保育所の保育に係る徴収金及び延長保育その他の特別保育に係る実費の収入に関する事務	所属職員
青少年健全育成センター	青少年健全育成センター所長	ア 青少年健全育成センターの体育館の使用料の収入に関する事務 イ 長土堀青少年交流センターの使用料の収入に関する事務 ウ 長土堀青少年交流センターで取り扱う文献複写に係る実費の収入に関する事務	所属職員

に、

幼児教育センター	幼児教育センター所長	幼児発達相談に係る実費の収入に関する事務	所属職員
地域長寿課	地域長寿課長	老人福祉法第28条第1項の規定に基づく費用の収入に関する事務	所属職員
障害福祉課	障害福祉課長	障害者支援施設への入所及び障害者支援施設での援護の費用の収入に関する事務	所属職員

を

幼児教育センター	幼児教育センター所長	幼児発達相談に係る実費の収入に関する事務	所属職員
----------	------------	----------------------	------

に、

「キゴ山ふれあい研修センター及び長土堀青少年交流センター」及び「並びにキゴ山ふれあい研修センター及び長土堀青少年交流センター」を「及びキゴ山ふれあい研修センター」に、

地域教育センター	地域教育センター所長	地域教育センターの体育館の使用料の収入に関する事務	所属職員
図書館総務課	図書館総務課長	図書館で取り扱う文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員

を

図書館総務課	図書館総務課長	図書館で取り扱う文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員
--------	---------	--	------

に

改める。

別表第4中「人権女性政策推進課長」を「ダイバーシティ人権政策課長」に、

福祉局	城北児童会館	子育て支援課長	館長
	保育所	保育幼稚園課長	所長
保健局	福祉健康センター	健康政策課長	所長

を

福祉健康局	福祉健康センター	健康政策課長	所長
こども未来局	城北児童会館	子育て支援課長	館長
	保育所	保育幼稚園課長	所長
	長土堀青少年交流センター	青少年健全育成センター所長	所長

に、

	中央公民館	生涯学習課長	館長
	キゴ山ふれあい研修センター		所長
	長土堀青少年交流センター		所長

を

	中央公民館	生涯学習課長	館長
	キゴ山ふれあい研修センター		所長

に

改める。

様式第5号中「部長」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第49条第3項第1号中「第7条の2第7項」を「第7条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎5号の項の次に次のように加える。

東京公舎6号	東京都文京区本駒込1丁目7番14-1203号	16,682円	26,448円
--------	------------------------	---------	---------

別表第1金沢公舎3号の項中「19,092円」を「17,390円」に、「30,710円」を「27,676円」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第28号様式中 「障害者・寡 婦・寡 夫・未成年者」を 「障害者・寡 婦・ひとり親・未成年者」に改める。

第30号様式その2中 「給 与 所 得」を 「給与所得（所得金額調整控除後）」に、「障 ・ 寡 ・ 勤」を

「障 ・ 寡 ・ ひ ・ 勤」	に、	本人該当区分						繰越損失	を	本人該当区分						繰越損失	に改める。		
		未成年者	特 障	他 障	寡 婦	特 寡	寡 夫			勤 労 学 生	未成年者	特 障	他 障	寡 婦	ひ っ と り 親			勤 労 学 生	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第28号様式及び第30号様式その2は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表第1助成流通業務施設の項中「又は増設」を「増設又は取得」に改める。

別表第2中「第2条第1項第2号ロ」を「第3条第1項第2号ロ」に、「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第76条及び別表中「1,000分の3」を「1,000分の2.5」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第75条及び別表中「1,000分の3」を「1,000分の2.5」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則（平成8年規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

生 ぎ が い 活 動 室	時 分 ~	時 分
親 子 プ レ イ ル ー ム	時 分 ~	時 分
グ ル ー プ 活 動 室	時 分 ~	時 分
学 習 室	時 分 ~	時 分
集 会 室	時 分 ~	時 分

を

1 0 1 集 会 室	時 分 ~	時 分
4 0 1 集 会 室	時 分 ~	時 分
4 0 2 集 会 室	時 分 ~	時 分

に

改める。

様式第2号中「回」を削り、

生 ぎ が い 活 動 室	時 分 ～	時 分	を
親 子 プ レ イ ル ー ム	時 分 ～	時 分	
グ ル ー プ 活 動 室	時 分 ～	時 分	
学 習 室	時 分 ～	時 分	
集 会 室	時 分 ～	時 分	

1 0 1 集 会 室	時 分 ～	時 分	に
4 0 1 集 会 室	時 分 ～	時 分	
4 0 2 集 会 室	時 分 ～	時 分	

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第58号）の一部を次のように改める。

第4条の見出し中「負担額算定基準子ども」を「被監護者等」に改め、同条中「負担額算定基準子ども（政令第13条第2項の負担額算定基準子どもをいう。以下）」を「被監護者等（教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として政令第14条に規定する内閣府令で定める者をいう。以下この条において）」に改め、「同一の世帯に」を削り、同条第1号及び第2号中「負担額算定基準子ども」を「被監護者等」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「第4条から前条まで」を「前3条」に改め、「負担額算定基準子ども」の次に「（政令第13条第2項の負担額算定基準子どもをいう。）」を加え、同条を第7条とする。

第5条を削る。

第4条の3第2号中「前条各号に掲げる」を「前条に規定する」に改め、同条を第6条とする。

第4条の2中「以下同じ。）が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる」を「1のうち2番目の年長者である」に改め、「関する」の次に「教育・保育給付認定保護者に係る」を加え、同条各号を削り、同条を第5条とする。

別表中「、第5条」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。
 様式第6号(第4条関係)

老人居宅生活支援事業開始届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

所 在 地
 名 称
 代表者氏名

老人居宅生活支援事業を開始するので老人福祉法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容	種類
	内容
経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏名(法人の名称)
	住所(主たる事務所の所在地)
職員の定数及び職務の内容	
主な職員の氏名	
事業を行おうとする区域	
事業の用に供する施設の名称等 (老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行う場合に限る。)	名称
	種類(小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業を行う場合を除く。)
	所在地
	入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業を行う場合を除く。)
事業開始予定年月日	

添付書類 届出者の登記事項証明書

様式第9号を次のように改める。
 様式第9号（第5条関係）

老人デイサービスセンター等設置届

年 月 日

（宛先）金沢市長

所 在 地
 名 称
 代表者氏名

老人デイサービスセンター
 老人福祉法第15条第2項の規定による 老 人 短 期 入 所 施 設 の設置について、次のとおり届け出ます。
 老人介護支援センター

施設の名称、種類及び所在地	名称
	種類
	所在地
職員の定数及び職務の内容	
施設の長の氏名	
事業を行おうとする区域	
入所定員（老人短期入所施設を設置する場合に限る。）	
事業開始予定年月日	

添付書類

- 1 建物の規模及び構造並びに設備の概要を示す書類
- 2 届出者の登記事項証明書

様式第12号を次のように改める。
 様式第12号（第6条関係）

養護老人ホーム等設置認可申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

所 在 地
 名 称
 代表者氏名

老人福祉法第15条第4項の規定による養護老人ホーム等の設置について、次のとおり申請します。

施設の名称、種類及び所在地	名称
	種類
	所在地
養護老人ホームを設置する場合	施設の運営の方針
	入所定員
	職員の定数及び職務の内容
特別養護老人ホームを設置する場合	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
	職員の勤務の体制及び勤務形態
	協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	
事業開始予定年月日	

添付書類

- 1 建物の規模及び構造並びに設備の概要を示す書類
- 2 運営規程（特別養護老人ホームを設置する場合に限る。）

様式第17号を次のように改める。
 様式第17号（第12条関係）

有料老人ホーム設置届

年 月 日

（宛先）金沢市長

所 在 地
 名 称
 代表者氏名

老人福祉法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置について、次のとおり届け出ます。

施設の名称及び設置予定地	名称
	設置予定地
設置しようとする者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び所在地）	氏名（名称）
	住所（所在地）
事業開始予定年月日	
施設の管理者	氏名
	住所
施設において供与される介護等の内容	
施設の運営の方針	
入居定員及び居室数	
事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	

添付書類

- 1 設置しようとする者の登記事項証明書
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要を示す書類
- 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 4 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 5 職員の配置の計画を示す書類
- 6 利用料その他の入居者の費用負担の額を示す書類
- 7 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容を示す書類
- 8 長期の収支計画を示す書類
- 9 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対して交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年(2021年)3月31日 印刷
令和3年(2021年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄